平成２８年（フ）第７３号
静岡県浜松市南区小沢渡町1179番地の１　セジュールミヤビ　１―101
債務者　横内　二郎
1　決定年月日時　平成28年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
静岡県袋井市堀越３丁目12番地の３　エルディム堀越Ⅰ　105号室、前住所静岡県袋井市堀越３丁目12番地の６　ロイヤルハイツⅡ　302号室
債務者　市川　克也
1　決定年月日時　平成28年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第７２号
静岡県浜松市浜北区貴布祢1334番地　サンハウス中山203、前住所静岡県浜松市浜北区竜南９番地　ティアレ102
債務者　鎌田久美子
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第９０号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪4215番地
債務者　和田裕香子
1　決定年月日時　平成28年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１１２５号
大阪府寝屋川市対馬江西町19番18号（203号）
債務者　小林　直人
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１８９号
大阪府豊中市千成町３丁目４番４―317号
債務者　福岡　麻衣
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３４３号
大阪市東淀川区南江口２丁目６番１―1003号
債務者　宮下　広宣
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３号
愛知県蒲郡市西浦町下地20番地２
債務者　牧原美代子
1　決定年月日時　平成28年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第５８２号
横浜市保土ケ谷区天王町２丁目42番地２　天王町団地１棟307号
債務者　山岸　健治
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４８号
愛知県刈谷市半城土中町３丁目22番地19　ハイツコーメー102号
債務者　ほぐしやあんこと　長坂　正代（旧姓小椋）
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１５９号
東京都小金井市梶野町４丁目21番８号
債務者　中島　直子
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２７号
静岡県焼津市栄町６丁目15番２号　栄ハイツ103
債務者　原川　晴江
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月13日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３２号
岡山市北区桑田町15番10号
債務者　井上　行枝
1　決定年月日時　平成28年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第３３１１号
（最後の住所）大阪市東成区深江北３丁目４番21号　トムズ深江橋５Ｆ　夢み寮深江北
破産者　被相続人**真**田珍千こと　亡愼珍千相続財産
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１５号
最後の住所地横浜市港南区日野南６丁目30番７号　スカイコート横浜港南台Ｂ102、開始決定時の住所川崎市幸区小倉１番地１　Ｂ―205
破産者　被相続人羽田桃子相続財産
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係